

信用論の展開と原理論の境域

—川合説をめぐって—

松 田 正 彦

はじめに

現代の資本主義は、経済過程に国家が強力に介入するという点などを特徴としているが、それは資本主義の歴史的な変化・発展の結果であるといっていてよいであろう。そして現在の資本主義もまた変化の過程にあることが予想されるのであるが、このような資本主義の歴史的な可変性を把握し、現代資本主義の現状の解明と将来の予測を行うためには、過去のいくつかの資本主義との比較、あるいは関連性を考察することが必要となるであろう。宇野弘蔵のいう「資本主義の世界史的発展段階」¹⁾の解明を行う段階論というのも、そのような資本主義の歴史的な構造変化を明らかにするための理論装置というように意味づけることができよう。資本主義は、歴史的にその様相を様々に変化させうる柔構造の経済社会であると考えられるのであって、それは歴史的発展過程において複数の資本主義のタイプ、あるいはそれから派生する同時代における諸類型を生み出してきたのである。段階論は、そのような資本主義の現在に至るまでにみられる多様なタイプないし諸類型を明らかにするものといえる。しかし、それも、単にそれだけではいくつかの資本主義の型を羅列したにすぎないということにもなりかねないであろう。

経済学の研究が、原理論と段階論と現状分析とをもって行われるという宇野の三段階論は、真ん中の段階論が他の二者を間接的に結びつける媒介

1) 宇野弘蔵『経済原論』（合本改版）岩波書店、1977年、18頁。

環の役をなしているように思われる。というのは、段階論は、経済学研究の「究極の目的」²⁾をなす現状分析の分析基準としての役割を果たすことがその主要な任務とあってよいのであるが、他方ではそれは、原理論の方法と範囲を規定するという役割をも担っていると考えられるからである。例えば、国家の経済過程への介入が、段階論において資本主義の歴史的構造変化と関連させて考察されるということになると、それに対応して原理論は純粋資本主義を一般規定として説く領域として純化されうることになるからである。つまり、段階論の存在によって原理論の内容と領域が確定化されうるのである。同時に、そのように外枠が確定された原理論において説かれる「原理を基準」³⁾として段階論自体が構築されることにもなる。段階論と原理論の関係はそのような相互規定的な関係にあるといえそうであり、それが、段階論を単なる資本主義の型の羅列に終わらせないものとしていると考えられるのである。しかしそれも、いまだ明確になっていない点もあり、さらに考究を要することのように思われる。

そこで、本稿ではこの段階論と原理論との関係を明らかにするための足がかりをえる作業の一つとして、とりあえず原理論の側からその説き方と原理規定の範囲を、信用論を題材にして考えて行くことにする。その際、川合一郎の所説を検討することを通して、考察を進めて行くことにしたい。

1. 「行きつく先アプローチ」と「行動論的アプローチ」

川合一郎は、論文「信用論における論理と行動」⁴⁾において、「原理論的方法」には、「論理的に演繹して導出する途」である「論理的な行きつ

2) 宇野弘蔵『経済原論』（全書版）岩波書店、1964年、13頁。

3) 宇野、前掲、12頁。

4) 川合一郎「信用論における論理と行動」『経済学雑誌』（大阪市大）、第77巻第4・5合併号。この川合の論文に対しては、すでに山口重克氏が検討と批評を加えておられる（山口重克「経済的諸関係と行動主体」『経済評論』1984年、10月号）。この川合の論文は、信用論さらには原理論全体の方法を考える上で示唆に富んだ論点を内包していると考えられるので、本稿では、山口氏の検討の成果を継承しながら、さらにこの川合の論稿から汲み取れるものを追求したい。

く先アプローチ」と「主体の行動のなかからうみだされるものとしてその過程の観察から接近する」という「発生論的・行動論的アプローチ」の「二つのアプローチ」があるとしたうえで、この「論理的な行きつく先アプローチと発生論的アプローチの関連」⁵⁾がどのようなものであるかという問題を提起した。

川合は、「そのもっとも適切な例として」、まず「価値形態論と交換過程論の関係についての宇野弘蔵氏と久留間敏造氏との間の論争」⁶⁾をとりあげるのであるが、それに関しては次の様な説明を行った。川合は、久留間説に依りつつ、「価値形態論は、商品所有者の欲望、……その行動的側面をいっさい捨象したところの、価値の本質そのものの展開によって貨幣の必然性を立証しようとしたもの」であり、「行きつく先アプローチ」による、それに対し、「交換過程論は、商品の所有者たちが現実の交換にあたって逢着する全面交換の矛盾が、彼らの試行錯誤の行動のなかで、間接交換のかたちで打開されて、そのなかで貨幣が析出されてゆく経過をみたもの」⁷⁾として「発生論的・行動論的アプローチ」による、と論じたのである。そして、その両者の「関連」を、「価値形態論は価値そのものの本質から論理的演繹によって行きつく先をしめし、交換過程論は、所有者たちのそこにいたる模索過程をしめす。行く先がわかっているからこそ模索過程をフォローできる」⁸⁾、というように説明した。

川合は、久留間説を採用しつつ両アプローチの存在と両者の関連づけを上述のように主張したのであるが、他方、宇野説に対しては、「宇野氏は……交換過程論に委ねられている所有者の行動を価値形態論のなかになんまり入れてしまっている」、あるいは「宇野氏の考え方の特徴は、論理的な演繹の過程にも、主体の欲望・行動的側面を重視するところにある」⁹⁾として、宇野の考察方法は、「発生論的・行動論的アプローチ」にかたよる

5) 川合「信用論における論理と行動」、4-5頁。

6) 川合、前掲、5頁。

7) 川合、前掲、5頁。

8) 川合、前掲、5-6頁。

9) 川合、前掲、6頁。

ものであると批判した¹⁰⁾。そして、この宇野の考え方をめぐって、この問題と「同性質の論争」が利子論ないし信用論にも「ふたたびあらわれてくる」¹¹⁾と指摘したのである。

『資本論』は、その第三巻第五篇「利子と企業者利得とへの利潤の分裂、利子生み資本」において、利子論ないし信用論を説いている。内容的には、それは、第21-24章の利子生み資本についての諸規定が論じられている箇所と、第25章以下の信用制度についての諸規定が論じられている箇所との二つに分けることができる。前者は、「貨幣資本家」の「機能資本家」への貨幣貸付という抽象的な想定において、利子生み資本の諸規定が論じられるものとなっている。それをマルクスは次のように説いている。

「年平均利潤率を20%と仮定しよう。……100ポンドを自由に使うことができる人が……この100ポンドを、現実にそれを資本として充用する別の人の手に1年間任せておくとすれば、前者は後者に、20ポンドの利潤を生みだす力を……与えるわけである。後者が100ポンドの所有者に年末にたとえば5ポンドを支払うとすれば、すなわち生産された利潤の一部を支払うとすれば、これによって彼はこの100ポンドの使用価値の代価を、つまりその資本機能、20ポンドの利潤を生産するという機能の使用価値の代価を、支払うわけである。利潤のうちの彼が前者に支払う部分は利子と呼ばれる」¹²⁾。

こうして、前者が「貨幣資本家」、後者が「機能資本家」と呼ばれることになるのである。それに対し、第25章以下の信用制度論では、マルクスは

10) 山口重克氏は、川合の「この宇野解釈については私もほぼ同じ意見である」としたうえで、「ただ川合がこの点をマイナスに評価しているようにみえるのにたいして、私はプラスに評価したいと考えている点が異なる。むしろ宇野は必ずしもこの行動論アプローチに徹していないところに問題を残していると私は考えている」(山口「経済的諸関係と行動主体」、3頁)と論じておられる。そして、この「行動論アプローチ」を肯定的に評価する理由として、「流通主体の意識と行動を強調するアプローチによって市場経済の無政府性、不確定性を鮮明にすることができる点に、このことの理論的意義がある」(山口、同、9頁)と説明しておられる。

11) 川合、前掲、7頁。

12) K.Marx, *Das Kapital*, III, in: *Marx-Engels Werke*, Band 25. Dietz Verlag, 1964, S. 351, 向坂逸郎訳『資本論』岩波文庫(7)8-9頁。以下『資本論』の引用は、K., III, S.351. 岩(7)8-9頁というように略記する。ただし、訳文は必ずしも上記の邦訳どおりではない。

次のように説いている。

「商品は、貨幣と引き換えにはなく、書面での一定期日の支払約束と引き換えに売られる。この支払約束をわれわれは簡単化のためにすべて手形という一般的な範疇のもとに総括することができる。……このような生産者や商人どうしのあいだの相互前貸が信用の本来の基礎をなしているように、その流通用具、手形は本来の信用貨幣すなわち銀行券などの基礎をなしている。この銀行券などは、金属貨幣なり国家紙幣なりの貨幣流通にもとづいているのではなく、手形流通にもとづいているのである」¹³⁾

みられるように、マルクスは、ここでは商業信用が銀行信用の基礎をなしていることを明らかにしている。そして、そこでの「相互前貸が信用の本来の基礎をなしている」として、商業信用から始まる資金の貸借関係が、銀行信用にまで発展するものであることを説明しているのである。

このような、マルクスの利子生み資本論と信用制度論に対し、宇野は前者の考え方を批判し、後者の考え方を積極的に採用してその理論的整備をはかり、それによって独自の信用論を形成した。宇野は次のように前者の考え方を批判したのである。

「この利子付資本の考察は、利潤論における産業資本はもちろんのこと、第六篇の地代論の前提する資本とも異なって、原理論的規定を与えることのできないような、具体的関係によることになるのであった。すなわち利子は、貨幣資本家が産業資本家に貸付ける資本の生産物たる剰余価値の一部分が、その代価として産業資本家から貨幣資本家に支払われるものとせられたのである。たしかにそういう関係は具体的事実としては屢々見られることといつてよいのであるが、しかし理論的には利潤のえられる資本の投資をさけて、その一部分たる利子をうるにすぎないような資本の貸付を選ぶ『貨幣資本家』なるものを想定することはできない。……さらにまたこの『貨幣資本家』に対応して想定される、マルクスのいわゆる『機能資本家』の如き資本をもたない資本家は理論的には到底許されないことである。事実、そういう『貨幣資本家』と『機能資本家』との間の関係は、利子率を決定する貸借関係ではない。……問題点は、資本家はその資本の運用に対して追加的に資金を借入れる関係から、その貸借関係だけを抽象して考察するという方法にある。何かそういう方法こそ、事態を純粹の状態で考察するものであるかのように考えられ易いのであるが、決してそうではない。貸付ける側が『貨

13) K., III, S.413. 岩 (7) 109-110頁.

幣資本家』に、借入れる側が『機能資本家』に抽象されるのもそのためであるが、しかしそれと同時に貸借される貨幣の性格も全くその基盤を離れたものになる。……『資本論』における利子論の欠陥は、……利子付資本においても種々なる具体的な関係を包括するような抽象的規定を特殊な具体的想定の内にと与えようとしたためではないかと考えられるのである。」¹⁴⁾

『資本論』の第三巻では、利子生み資本論の前までは、産業資本および商業資本が資本主義の社会的な生産編成を実現して行くその機構なり構造なりが説かれていた。しかし利子生み資本論で示されている論理は、そういったそれまでの理論構成とはつながりのない、いわばそれ自身で機械的に抽象されたようなものになっている。それに対し、信用制度論では、産業資本および商業資本が資本主義の社会的生産を現実的に編成して行く過程において、その信用売買の中から貸借関係が展開するという過程が説かれているのである。宇野が利子生み資本論において、「貨幣資本家」による「機能資本家」への貸付けを、「貸借関係だけを抽象して考察するという方法」であるとして批判したのも、それが資本主義的な生産関係の中からどのようにして発生する貸付関係であるのか、という観点を全く持たない理論的想定だということによるのであろう。つまり、観念的に貸付関係を設定しているために、「貸借される貨幣の性格も全くその基盤を離れたものになる」というところに問題がある、と宇野はみたわけである。そこで、個々の産業資本家が結果的に資本主義的な社会的生産を編成することになる個別的な資本家活動にそくし、そのような「基盤」に基づいて形成される貸借関係を説く信用制度論を、信用論として採用すべきだとしたのである。

このような宇野の考え方に対し、川合は「利子論と信用論の関係は、一部分は、価値形態論と交換過程論の関係に照応している」¹⁵⁾として次のように指摘する。「利子論は、資本関係における資本所有の契機と資本機能の契機から論理的にひきだされている。これに対して信用論は利潤の分割

14) 宇野弘蔵『経済学方法論』東京大学出版会、1962年、267-268頁。

15) 川合「信用論における論理と行動」、10頁。

をひきおこすことになる信用取引＝貸借取引の行動をフォローする」¹⁶⁾。したがって、前者が上述の「行きつく先アプローチ」であり、後者が「発生論的・行動論的アプローチ」であるとしたのであるが、その際、「宇野氏は論理的に行く先をだしておかない」¹⁷⁾と述べ、次の様に宇野を批判したのである。

「マルクスはまず論理的に演繹して導出し、それによって行きつく先を示したのちに、そこにいたる主体の行動をフォローしている。そして宇野氏はもっぱら後者の視角からアプローチしているのである。……宇野氏は、これ（利子の範疇—引用者）を現実に存在する産業資本家たちの行動のなかから導出しようとするから、自己資本を持つ産業資本家どうしの主体的行動としてまず出発させざるをえないのである。範疇の論理の展開ではなく、生身の人間の主体的行動の展開となるのである。利子を導出するのも資本制生産の条件のなかから論理的に導出するのではなく、主体の行動を順々に辿ろうとする。……主体の行動だけを追っているとさいごはどこかで飛躍するか、あるいは立止まるかしなければならない。商業信用→銀行信用アプローチだけではどこまで行っても純粹レントナー、一文なしの借手はでてこないからである」¹⁸⁾。

要するに川合は、「宇野氏は論理的に行く先をだしておかない」として、宇野の考察方法が、「発生論的・行動論的アプローチ」のみである点を批判するのであるが、問題は「行く先」が原理論においてどのような根拠で設定できるのか、ということにあるであろう。川合は、「行きつく先を示したのちに、そこにいたる主体の行動をフォロー」するという順序で論理の展開が行われるべきだと主張している。しかし、商品経済的な経済人としての「主体の行動を順々に辿」ることなしに設定される「行きつく先」、例えばここでの「純粹レントナー、一文なしの借手」には、商品経済的な存立の根拠が保証されうるといえるであろうか。そこには、宇野の言う「原理論的規定を与えることのできないような、具体的関係」が混入しているといえるのではないだろうか。逆にいえば、商品経済的な関係によって社

16) 川合、前掲、10頁。

17) 川合、前掲、11頁。

18) 川合、前掲、9-10頁。

会的生産が行われている純粋資本主義社会では、「純粋レントナー、一文なしの借手」はそこに「基盤」をもちえないのではないだろうか。

だが、「行きつく先」が、研究者の直接的な認識によってえられる現実世界の直観的把握だと解釈するならば、それを契機として論理を構想しようとする事自体、その重要性は否定しえないものであろう。だが、それをそのまま原理論の中に持ち込むことには問題がある。直観によって得られた「行きつく先」と、商品経済的な規制原理にしたがう「主体の行動を順々に辿」った後に得られる結果とは異なりうるからである。利子生み資本論が「範疇の論理の展開」といってみても、それは結局は現実からの直観的把握に基づく論理を観念的に再構成したものにはすぎないのではないだろうか。信用制度論が、商品経済的な規制原理にしたがう「生身の人間の主体的行動の展開」にそくした抽象であるのに対して、それは観念的な思考操作による「種々なる具体的な関係を包括するような」恣意的な抽象になっていると考えられるのである。このように、「行きつく先アプローチ」には、原理論において説きうるかどうか、という点で問題があるように思われる。そこで、この点をさらに深く考察するために、川合も問題としている発券集中論を次にとりあげ、この問題を引き続き検討することにしよう。

2. 「国家の介入」と原理規定

川合は、発券集中論に関して、「発券銀行が一つになったという事実をどう説明するかという問題」¹⁹⁾について論ずるとして、まず宇野派の説を紹介する。

「宇野弘蔵氏および宇野学派の人びと（とくに山口重克氏など）は、発券銀行が一つになるには、国家が介入して銀行券に法貨規定（強制通用力）を与え、しかもそれを一行に独占させるということなしには、現実化しえない。しかし『原理論』の段階では国家を捨象しなければならないのだから、原理論段階では、競争する発券銀行が二つに減ってゆくというところまでしか説明できないという（カッコ等は原文のまま—引用者）」²⁰⁾。

19) 川合、前掲、15頁。

20) 川合、前掲、15頁。

このように川合は宇野派の説を紹介するのであるが、「競争する発券銀行が二つに減ってゆくといところまで」といっているのは、宇野派の説によれば発券銀行が必ずしも一つになるとは限らない、ということを示そうとした表現であろう。

続けて川合は次のようにいう。

「これにたいして、発券銀行が一つになるには、国家による法貨規定と発券権の一行への独占的賦与が必要ではあるが、このときの国家は鑄造権や価格標準の決定と同じように、貨幣流通にたいする技術的な補助にすぎず、階級関係の維持といった性格のものではないから、原理論という枠内であっても十分に許容しうるものであるという説がある」²¹⁾。

このように、一つの「説」を紹介するのであるが、川合自身が、この「説」に対してどのような考え方をもっているのかは明らかにされていない。しかし、宇野派の説を不満とし、それを批判する意味で提出した「説」とみなしうるので、全面的ではないにしろ、川合自身がある程度承認しうる「説」とみてよいであろう。

みられるように、この「説」では、国家の機能ないし性格を、「鑄造権や価格標準の決定」及び「国家による法貨規定と発券権の一行への独占的賦与」という「貨幣流通にたいする技術的な補助」を与える性格と、「階級関係の維持」といった性格」との二つに分けている。だが、国家の「性格」を「貨幣流通にたいする技術的な補助」と「階級関係の維持」というように分けるこの考え方には、前者は単なる「技術的補助」で国家の積極的な性格を示すものではなく、後者が国家の積極的な性格を示すものだとする理解があるのであろう。しかし、そのように国家の積極的な「性格」を「階級関係の維持」に限定し、単純化しうるものと捉えることはできないであろう。国家には「階級関係の維持」だけでなく、共同体的な意識の形成を促すといった側面や、社会全体の統合に必要な調整機能の一部を社会的分業の一つとして担当するといった側面もあるのであって、それらが相互に

21) 川合、前掲、15頁。

関連したものとして国家の「性格」もあると考えられるのである。

そのような観点からすれば、「鑄造権や価格標準の決定」及び「法貨規定と発券権の一行への独占的賦与」の両者を、「技術的補助」といってみても、その「技術的補助」自体が国家機能の発現という点で問題となるといえるのである。それらは、一面では経済的な関係の諸問題であると同時に、他面では社会的な統合性を権力的な関係を基礎に実現しようとする問題でもあって、両面の性格を合わせもつ問題だと考えられる。したがってそれらは、単なる「技術的補助」といってすますわけにはいかないものといえる。もともと国家には「階級関係の維持といった性格」に単純化することのできない全体的な調整機能があるのであって、商品経済が、個別的な関係によってのみ結果的に全体を形成するという性格をもつものであるのに対して、国家はそれとは異質な、始めから全体的な関係をもって調整行動をとるといって性格をもつものと考えられるのである。そして、「法貨規定と発券権の一行への独占的賦与」は「鑄造権や価格標準の決定」と共に、商品経済的な個別性の原理からは発生しえないものとして、国家の性格ないし機能に基づいてはじめて実現されるものであって、そのため「原理論という枠内」では「許容」しえないものと考えられるのである。

だが、川合はまた、続いて次のような「立場」を紹介する。

「さらに立入って説明する立場は、銀行券は国家の後押しがなくても自生的に商業流通から一般流通に引きこまれてゆくが、銀行券は一般的流通手段になると、流通の根拠からいって紙幣流通と同じ根拠にたつたことになる。紙幣はその全量をもって流通に必要な金量を代理するから、その可除分たる一枚一枚が等質であることを要請される。したがって一般的な流通手段となった銀行券は各片が等質であることが要請される。これが発券集中の行く先を規定する貨幣論的な基礎である。国家の法貨規定、独占権の賦与は、他の紙幣をたんに排除する規定であって強制通用力を与えるといったものではない、と(傍点は原文のまま引用者)」²²⁾。

ここでも、川合自身がこの「立場」に立つのかどうかははっきりしないのであるが、前後の分脈からいって肯定的に紹介しているとみてよいであ

22) 川合、前掲、15-16頁。

ろう。みられるようにここでは、銀行券が「一般的な流通手段とな」ということが前提されている。そこから、「銀行券は各片が等質であることが要請される」としているのであるが、この「要請」は、「一般的な流通手段」という前提を維持するためには「等質」であらねばならぬという意味であろう。したがって、順序としては「行く先」が始めにあり、それに必要な要件が順次遡って示されて行くという手法がとられていることになる。「発券集中の行く先を規定する貨幣論的な基礎」からするとこのように説かれることになるというわけであるが、これは、銀行券が「自主的に商品流通から一般流通に引きこまれてゆく」とたとえ主張したとしても、実はこの「行く先」に到達するためには、国家という非商品経済的要因を入れてでも説くという考え方だといえる。あるいは、「貨幣論的な基礎」として必要なものであれば、それは国家であっても「原理論の枠内」に入れて説いてもよいという考え方であろう。事実、「国家の法貨規定、独占権の賦与は、他の紙幣をたんに排除する規定であって強制通用力を与えるものではない」として、「国家の法貨規定、独占権の賦与」の原理論への導入を否定してはいないのである。ただここでは、「他の紙幣をたんに排除する」というのが、「強制通用力を与えるものではない」として国家による「強制」的な権限の行使ではないということを示そうとしている。しかし、「独占権の賦与」が「他の紙幣をたんに排除する」ということだとしても、それは、他の諸銀行が発券することを国家が何らかの形で抑止するということであるから、これは国家による「強制」力の行使といわざるをえないであろう。つまりそれは、「他の紙幣をたんに排除する」にすぎない、あるいは先の「貨幣流通にたいする技術的な補助にすぎ」ないといってしまうわけにはいかないものであり、国家が「強制」力をもって経済過程に介入している事態だといわざるをえないのである。

この点に関して、さらに川合は次のようにいう。

「ここでの国家の介入を、階級関係維持のそれをもふくめて、当然、原理規定の枠外とみるか、あるいは国家の介入に段階を分けて、貨幣論次元のものは原理

論の枠内だと主張するかは別としても、一般的流通における流通の根拠自体がそこでの価値表章の等質化を要求しているということが、発券集中論の行く先を論理的に規定していることを認めるか否かが基本的な点であろう。……銀行券の一般流通手段化を確認しないかぎり、発券集中の事実を説明しようとすれば、まったく経済外的な上からの国家をもってこななければ説明できないであろう」²³⁾

ここでも、川合は、「国家の介入」を「原理規定の枠外とみるか」、「国家の介入に段階を分けて、貨幣論次元のものは原理論の枠内だと主張するか」、についてはどちらの立場に立つのかは明言していない。もし後者の立場に立つとすれば、「国家の介入」を「貨幣論次元のもの」と「貨幣論次元」以外のものに「分け」ることになる。勿論、国家の活動の中には結果的にみて貨幣制度の整備に帰着するものがあるであろうが、それは国家の有する権力に裏打ちされた「強制」力によって始めて実現されるものであって、商品経済的な運動によってなしえるものとは異質のものである。そういう意味では「国家の介入に段階を分け」というのも、国家が行なう活動の結果のみをみて、それが貨幣流通の条件を確保するという商品経済的な市場機構の整備に役立つものなのか、あるいは非経済的な領域の事柄に役立つものなのかを「分け」たにすぎない。前者であれば、国家の介入を原理論へ導入することも可能であると川合は考えているようにみえる。しかしここで問題なのは、結果が商品経済的な機構の整備に帰着するものであるならば、そこに至るプロセスは不問に付されてよいかということである。結果が商品経済的な制度的条件の確立ないし商品経済的なより高度の効率化の実現をもたらすものであるならば、そのプロセスが商品経済的な関係によるものでなくとも、その結果を原理論の「枠内」に入れて説いてよいであろうか、ということなのである。

3. 原理論の「枠内」と「枠外」

あるいは、川合が前者、「国家の介入」を「原理規定の枠外」とみる立場に立つとしたら、彼の述べている「一般的流通における流通の根拠自体

23) 川合、前掲、16頁。

がそこでの価値表章の等質化を要求しているということが、発券集中論の行く先を論理的に規定している」という主張は、どのように理解したらよいであろうか。「一般的流通における流通の根拠自体がそこでの価値表章の等質化を要求」という場合、その「等質化」はどのようなプロセスでもたらされることになるのであろうか。国家の「介入」を「原理規定の枠外」だとするのであれば、それは商品経済的な関係のみによってそのプロセスを説明するという立場に立つことになるであろう。だが、「価値表章の等質化を要求」ということが「発券集中論の行く先を論理的に規定している」と始めに言明してみてもこの段階では、その「等質化」に至るまでのプロセスが商品経済的に説きうるかどうかの保証はないといっただけでよい。したがってそれは、商品経済的な論理の展開によって結果に至るまでのプロセスを説くという原理論にとって必要な論理的手続きを無視し、結果と考えられるものを端緒に一方的に主張するというものになっているのである。つまり、「行きつく先論」によって、結果をプロセスに先立って措定してしまえば、そこに至るプロセスは必ずしも商品経済的には説きえない可能性があるのであって、そこでは川合の言葉でいう商品経済的な「主体の行動だけを追っていると」、結果に行きつくまでの途中で「立止」まってしまう可能性があるということになるのである。だがその場合、途中で「立止」まらざるをえないのであれば、それは「立止」まる事の方に問題があるのではなく、逆に行きつくことのできない「行きつく先」をあらかじめ措定した事の方に問題があったというように考えることもできるであろう。あるいはさらに、この「立止」まらざるをえない地点から無理をしてでも「行きつく先」までたどりつこうとすれば、川合のいう「飛躍」が必要となるであろう。商品経済的な論理では「立止」まらざるをえないのであるから、この「飛躍」は非商品経済的要因によって、例えば「国家の介入」によって行われざるをえないことになるであろう。

ところが川合は、「銀行券の一般流通手段化を確認しないかぎり、発券集中の事実を説明しようとするれば、まったく経済外的な上からの国家をもってこなければ説明できないであろう」という。言い換えれば、「銀行券

の一般流通手段化を確認」すれば、「まったく経済外的な上からの国家をもつてこな」くても、「発券集中の事実を説明」できる、としているのである。つまり、「銀行券の一般流通手段化」という「行く先」を「確認」し、それをそのまま原理論の内部に措定すれば、そこから「銀行券は各片が等質であることが要請され」、さらにまたその点から「発券集中」が「要請され」というのであって、このような「要請」を論理展開の動力とする説き方によって「発券集中の事実」も説明されうるのである。

ここでも、「まったく経済外的な上からの国家をもつてこな」くつむというのが、完全に「国家の介入」を「原理規定の枠外」とするというように主張しているのか、あるいは「貨幣論次元」でのいわば経済内的な「国家の介入」というのを想定できるとし、そのような「国家の介入」ならば「原理論の枠内」に入れうるとしているのかは明らかではない。前者であれば、上述のように、「発券集中の事実」を「行く先」からの「要請」によって商品経済的な関係のみで「説明」できるとしていることになる。「銀行券は一般的流通手段になる」という事態が「行く先」であり、そこから「要請」という方法のもとに順次遡って「発券集中」という事態まで行きつく。そして、それが「要請」するものとしてさらに遡って銀行信用一般のあり様が説かれ、さらにまた「要請」によって遡り商業信用が説かれるということになる。したがって、この考え方では商業信用も「銀行券の一般流通手段化」という「行きつく先」からの「要請」を受け、その影響を受けざるをえないものとなるのである。

この「要請」論は、「行きつく先」から順次遡るという方向で、例えば上述の「銀行券の一般流通手段化」から商業信用へという方向で、理論展開の道すじをつけ、そのうえでそのようにして作られた経路を今度は逆に商業信用から反対方向にたどって「行きつく先」まで戻る、という説き方をする。したがって、あくまでも「行きつく先」から始まって商業信用の方向に遡るというのが、理論的にみて第一義的な優位性をもつものといえるであろう。このような「行きつく先論」に対して「発生論的・行動論的アプローチ」は、商業信用から銀行信用へと向かう方向のみで説くという

ものであろう。つまり、主要な論理展開の方向が両者は逆なのである。

「発生論的・行動論的アプローチ」では、商業信用から信用論が始まるのであるが、その商業信用は個々の産業資本が相互に利潤率の増進を追求して資本家活動を行っている関係の中から発生するものとされるのであって、そういう意味ではそれは、資本主義的生産の中から形成されるものとしてその存在の根拠を、宇野のいう「基盤」を、有していることになる。それに対し、「行きつく先論」では、「銀行券の一般流通手段化」から始まるのであるが、それは現実の具体的な銀行券流通から直接抽象して得た「具体的な関係を包括するような抽象的規定」なのであって、資本主義的生産から遊離し「全くその基盤を離れたもの」となっていると考えられるのである。それは、現実を直観によって直接的に把握したものすぎないと思えるのであるが、とはいえ、経済学の理論を構築する際には、現実を直観によって捉え「行く先」をあらかじめイメージしておくという作業は必要なものといえよう。むしろ、経済理論の形成にはそれは決定的に重要な役割を担っているとも考えられる。しかし、それはその確実性が絶対的なものとはいえないのであって、「発生論的・行動論的アプローチ」によって検証され、それを通して始めて原理論として確認されるということになるのである²⁴⁾。したがって、「行きつく先」を原理論の内部に設定し論理の展開の出発点とすることはできないといってよい。それは、原理論を説く以前の直観の中にのみ存在を許され、原理論の外にあって、それを導くという役割を果すと同時に、原理論の展開によってそれ自身修正されるべき

24) 山口重克氏は、「原理論の対象としての純粋な資本主義社会を云々する場合、原理論の論理的展開以前のそれと以後のそれとの区別を明らかに」すべきだとし、「原理論の論理的展開によって媒介されていない純粋な資本主義社会は、なおいわず直観によって想定された直接的な表象としての限界を残している」とされ、これを「第一次的想定」と呼んでおられる。そして、「原理論の展開は、展開以前の純粋な資本主義社会をそのまま復元しうるとはかぎらない。……想定された純粋な資本主義社会の諸機構と諸現象を表象しながら、商品経済の論理だけでは自立的に展開しえない機構や現象があれば、それらは原理から除去されなければならない」と説いておられる（山口重克『資本論の読み方—宇野弘蔵に学ぶ』有斐閣、1983年、162-163頁。）

ものとなるのである。

あるいは、すでに引用した川合の文章では、「国家の介入」が「原理論の枠内」であるか否かという箇所では歯切れが悪くなっており、それからすれば川合は「行く先」に至るプロセスとして、躊躇しながらも「国家の介入」を原理論に導入する可能性を認めている、といえるかもしれない。つまり、先の「国家による法貨規定と発券権の一行への独占的賦与」であるが、しかしこれは商品経済的な論理による展開を断念しているということを示すものであろう。「行く先」を絶対的なものとして最初に設定してしまえば、そこに至るプロセスにおいて商品経済的な論理ではそこに行きつかない場合、国家を導入してでも行きつかせようとする、ということであろう。これは、はたして「原理論の枠内」での説き方といえるであろうか。ところが、川合はさらに次のようにいう。

「何を原理論の枠内といい何を枠外というのかを論ずる以前に、原理論の内部でつくすべきことをしていない、すなわち原理論における行く先論と行動論の関係が明らかにされていない、というところに、宇野派の発券集中論には問題が残っているというべきであろう²⁵⁾。

要するに、宇野派にみられる「問題」は、「原理論の枠内」、「枠外」を「論ずる以前に、原理論の内部でつくすべきことをしていない」というのである。その「つくすべきこと」というのは、「行く先論と行動論の関係」を明らかにするということなのであるが、その内容は「行きつく先を示したのちに、そこにいたる主体の行動をフォロー」する、「行く先がわかっているからこそ模索過程をフォローできる」ということであろう。もし、「行く先」までの過程が「主体の行動」によって「フォロー」できなかった場合は、原理論の「枠外」のものを「枠内」に導入してでも、「行く先」まで「フォロー」させようというのである。「枠内」、「枠外」についての議論に先行してあるいは優先させて「行く先論と行動論の関係」を問題にする必要があるとしているところに、「国家の介入」を認める余地が生ずるものといえよう。

25) 川合、「信用論における論理と行動」、16頁。

問題は、「枠内」、「枠外」の議論に先行してそのような問題があると考えられるかどうかである。「枠内」、「枠外」の議論というのは、実は原理論が採用する論理の展開方法の問題だと考えられる。原理論は資本主義経済の運動法則を明らかにするものであるが、資本主義が商品経済による生産過程の把握として成り立つものと捉えうることから、原理論は主として商品経済の論理にそくして説かれることになる。商品経済社会を構成する単位は個別の経済主体であって、それは商品経済的な利益の最大化を追求するという個別的な動力によってその運動を行っているといえる。資本主義は、その個別的な運動の集合体として存在するのであるが、それは結果的に産業部門間において過不足のない社会的生産を実現するものといってよい。それは、個別的な契機のみによって、有機的な連関をもつ全体的な関係が社会的生産の編成として達成されていることを意味する。したがって資本主義を貫く原理の解明は、個別的なものが全体的なものをいかにして形成するかという点を主題とし、その主題をめぐって運動法則の解明が行なわれるものと考えられる。そして、個別的な関係が全体的な関係を形成する内容として、資本主義社会の諸機構の形成が、例えばここで問題となっているような金融機構の形成があるわけである。原理論の「枠内」、「枠外」の問題というのも、資本主義の有するこのような個別から全体へと向かう論理の展開を体現しているか否かという問題だと考えられるのである。

ところが、「行きつく先論」では、個別的な関係に先行して金融機構の全体的な関係を端緒に措定し、その後、個別的な「主体の行動」が「行きつく先」に至るようフォローするというのである。要するに、全体的なものが個別的なものを誘導するという説き方になっているわけである。これは、資本主義経済の基本的な原理を明らかにしようとするものとはいえないであろう。あるいは、上述のように「主体の行動」によっては「行く先」まで行きつかない場合があるであろう。そういう場合は、商品経済的な個別性の論理以外のものによって全体的な関係まで行きつかせなければならぬことになる。その一つが「国家の介入」であろう。「国家の介入」は、商品経済的な個別性を媒介せず、一挙に全体的な関係を形成してし

まうものといえるのである。このように、全体性の形成における個別性の媒介の有無という点が主要な論点になると考えられるのであるが、それが、原理論の「枠内」、「枠外」を問題とし、「国家の介入」は非商品経済的要因の導入であるため原理論の「枠外」だとする理由なのである。それは同時に、「国家の介入」が、原理論で説く純粋資本主義を複数の異なる資本主義像へと延長させるということを意味する。国家の役割、介入の仕方の違いによって多様な資本主義像が設定されることになるからである。したがって「国家の介入」は、「原理規定の枠外」にあって、段階論において積極的に取り扱われることになるものと考えられるのである。

4. 「行動論的アプローチ」と発券集中論

川合がここで説く「行く先」は、「銀行券の一般流通手段化」であった。それに関し、川合はさらに次のように論じている。「宇野派は、行く先を念頭におかない」のであって、そこで説かれる「商業信用は資金の融通面の側のみがみられて、貨幣流通に接する面は無視されている。発券集中といった貨幣面との接触を無視することができない場合でさえもそうである」²⁶⁾。

要するに、「銀行券の一般流通手段化」という「行く先」からの「要請」によって、商業信用における「貨幣流通に接する面」や、発券集中における「貨幣面との接触」が説かれるべきだというのである。だが、商業信用にしても、また銀行信用にしても、それらは資金の貸借をとまなり信用売買において生ずる関係である。したがって商業手形ないし銀行手形は、与信者である売手にとっては、支払確実性の問題と期間の問題とによって、必ずしも容易に受け取りうるものとはならないものといえる。つまり、信用関係は「資金の融通面」が主要な理論的側面なのであって、それからすれば次々にいくつもの売手が商業手形なり銀行手形を受け取りうるという「貨幣面」は消極的なものとならざるをえないのである。銀行信用における資金融通の関係から、貨幣性の関係も派生してくると捉えられるのであ

26) 川合、前掲、17頁。

り、前者が後者に先行するというそれらを把握する際の理論的順位が明らかにされるべきであろう²⁷⁾。川合は、直観ないしは現実からの直接的抽象によって、「銀行券の一般流通手段化」を原理論の「枠内」において、端緒に「行く先」として設定したために、結局、両者の理論的順位を無視することになったものと考えられる。

「行く先」論は、理論を構築して行くうえでは必要な作業仮説といえるが、それを原理論の「枠内」に設定し、それに必要な事態を遡って「要請」という手法は、上述のように、資本主義経済の原理を明らかにする理論的方法とはいえない。したがって、「行く先」としての認識は、原理論を説く以前の直観的把握にとどめ、原理論の「枠外」にあって、商品経済的な個別性の論理によって到達が試みられる仮説的な目標と理解すべきであろう。原理論の「枠内」では、そのような個別的な論理による全体的な関係の形成の仕方と、それによる到達可能な点までをあつかい、それを超えるものは中間理論である段階論にまかせるべきだと考えられるのである。そこで、次にこの問題を原理論の側からみた発券集中論にそくして考えてみることにしよう。

原理論の「枠内」で、「主体の行動のなかからうみだされるもの」としての発券集中の過程は、次のように説きうるであろう²⁸⁾。

個々の銀行資本は、その資本活動の相違によって集積している積権の質や返済還流の遅滞が発生したときの対処能力に相違があるのであるが、それが銀行間における支払能力の確実性の差を生み出すものとなっている。そしてそれが、個別銀行資本の信用力の高低を規定することになり、それに基づいて上位銀行、下位銀行の区別が生ずることになるのである。信用力が低いという意味での下位の諸銀行は、もともと信用力が不安定に変動しやすいのであるが、諸資本による返済に遅滞が生じやすい状態が発生し

27) この論点については、松田正彦「銀行信用の生成」今東他編『現代ポリティカル・エコノミーの問題構制』社会評論社、1991年、199頁、を参照されたい。

28) 発券集中の過程については、松田正彦「発券集中論の方法」『経済論叢』（広島大学）第16巻第1・2号において、すでに論じたのであるが、本稿ではこれに若干の論点を加えて考察を深め整序することにした。

た場合にはその信用力がいっそう低下するということになる。そしてその下位の諸銀行は、一覽払い形式の銀行券を発行しているとすれば、その信用力、つまり支払能力の確実性が、低下するたびにそこにおいて兌換が一斉に行われるということになる。したがって下位の諸銀行は、銀行券を発行している限り、その信用代位業務は不安定なものにならざるをえない。また、その下位の諸銀行の発行する銀行券は、その銀行の支払能力の確実性が低くかつ不安定であるために、産業資本や商業資本にとっても受け取りにくいものとなっているといてよい。逆に、信用力の大きな銀行の発行する銀行券は、支払能力の確実性が高いために諸資本にとって受け取りやすいものとなっている。したがって、諸資本からすれば、銀行券を受け取る際には、両者の銀行券を比較選択し、その結果上位銀行券の方を好んで受け取るということになるのである。

このように、下位の諸銀行は、発券を続けている限り信用代位業務は不安定なものとならざるをえないのであり、同時にその銀行券自体も上位銀行券との間の流通力競争に負けるのであって、そのため発券による与信活動は制約を受けざるをえないことになる。その結果、下位の諸銀行は、自己の利潤率の極大化のために発券をやめ与信を預金設定のみによって行うという方法を選択することになる。下位の諸銀行の中で、たとえ信用力が増大する銀行があったとしても、その信用力が上位銀行のそれを上回らない限り、つまり諸銀行の間で、発行銀行券の流通力競争に勝たない限り、発券の放棄は続けざるをえないのである。

したがって、銀行間に信用力の格差が存在する以上、相対的に下位の諸銀行は上位の銀行が存在するがゆえに発券の放棄を続け、より上位の銀行のみが発券を続けうるということになるのである。そして、この上位・下位の相対的な関係において、個々の諸銀行の競争的な行動が繰り返される結果、最上位の銀行が発券を続けうるということになるわけである。もっとも、この最上位銀行が一行に特定できるとは限らないであろうし、またその最上位の位置につく銀行は個々の諸銀行の信用力の変動によって交替することがありうるであろう。したがって、発券銀行は独占的なものとし

て一行に収束するとは限らないのであるが、しかし一行に近づこうとする作用は以上の関係の中で不断に生ずるものということではできらざらう。

また、この最上位銀行を中心にして銀行間の組織性も形成されることになる。下位の諸銀行は発券を放棄しているので銀行券債務に対する支払いはないが、預金債務に対する支払いがあり、そのために支払準備金を現金に限らず上位銀行券でも有する必要がある。というのは、上位銀行券は流通力が大きいので、下位銀行への返済還流がそれによってなされることのあるのに対応して、諸資本に対する預金債務の支払いもそれによってなされうからである。むしろ貨幣取扱費用の節約という点でいえば、下位銀行にしても諸資本にしても、現金よりも上位銀行券の方を好んで用いることになる。そこで、下位の諸銀行は現金準備を上位銀行に預託し、その支払いは上位銀行券によって受け取ることもなろう。これらの事が可能なのは、もともと上位銀行の信用力が大きいからであるが、さらに上位銀行は下位の諸銀行から現金準備を集中し、それを支払準備金に流用することによって銀行券の発行規模を拡大しうるのであって、下位諸銀行に対しても上位銀行券発行や預金設定によって信用供与を行いうることになる。また、下位の諸銀行は、上位銀行への準備金の預託から、銀行間の取引の決済をこの預金の移転指図によって行いうるのであり、それによって貨幣取扱費用を節約しうることになる。上述のように、最上位銀行が発券を続けるのに対応して下位の諸銀行が発券を放棄するわけであるが、そのような銀行資本の分化を基礎に、前者が後者の諸銀行から準備金を集中しつつそれらに対して与信を行い、さらにそれらの諸銀行間の決済を処理するという、銀行間組織が形成されることになるわけである²⁹⁾。

以上のように、利潤率の極大化を目的とする個別の銀行資本と諸資本の

29) 宇野弘蔵は、銀行間における決済と資金需給の調整という銀行相互の関係の中から「中央銀行」の形成を説明している（宇野『経済原論』（合本改版）477頁）。しかし、その「中央銀行」がどのような銀行なのかは明解な説明がなされていないといえなかった。本稿では、下位の諸銀行が発券を放棄する中で、発券を続ける信用力の大きな銀行が、宇野の説くような「中央銀行」となることを明らかにしたのである。松田、前掲論文「発券集中論の方法」も参照されたい。

行動によって、銀行券発行の集中とそれに基づく銀行間組織の形成が実現しうるものと考えられる。これは、原理論の「枠内」で説かれる「発券集中論」なのであるが、そこでは、発券が特定の一つの銀行に独占されるといように説くことにはならないし、「一般的流通における流通の根拠自体がそこでの価値表章の等質化を要求している」ということにもならない。しかしこれが、商品経済的な個別性の運動形式が、全体的な関係を形成する方法なのであって、純粹資本主義はこのような方法によってのみ存在しうるものと、理論的には想定すべきであると考えられる。

このような、原理論の「枠内」で説かれる純粹資本主義に対して、現実の資本主義は様々な非商品経済的要因がそれに付加されたものといえる。「発券集中」においても、「国家の介入」によって経済的あるいは政治的な制度的安定性の確保や社会的な効率性の高度化を実現するものとして、発券の独占が行なわれるものと考えられる。その際、国家の性質の違いによって「介入」の仕方も異なるのであって、それらによって実現される資本主義像も多様なものとなる。このような「国家の介入」は資本主義の「発展段階」によって異なるであろうから、それに基づく複数の資本主義像の確定は、「資本主義の世界史的発展段階」を明らかにする段階論の理論領域において行われるものとなり、それは原理論の「枠外」にあって、歴史的に変化する資本主義の多様性を明らかにするものとなるのである。

かくして、川合の説く「行く先論」は、原理規定を説く前段階としての作業仮説にとどめ、原理論の「枠外」で論じられるべきものと考えられる。またそれによって、「行く先論」が導入を「要請」する可能性のあった「国家の介入」に関する議論も、原理論の「枠外」に押し出すことが可能となり、段階論にゆだねうるものとなる。その結果、原理論は、資本主義の本質規定を与えると同時に、段階論を構築する際の基礎規定を与えるという役割をもつものとして、その理論展開を純化しうることになるのである。一般規定としての原理論は、このような役割を果たすことによって、資本主義の歴史的变化を考察する段階論と共に、現代資本主義を解明する分析基準となりうるものと考えられるのである。